

しんきんリフォームローン

商品概要説明書

【令和元年 7 月 1 日現在】

1. 商 品 名	しんきんリフォームローン（エコ・空き家特例）
2. お 申 込 み いただける方	<ul style="list-style-type: none">・お申込時年齢が満 20 歳以上の方・当金庫の会員または会員たる資格を有する方・安定継続した収入のある方 （自営業の方は、同一場所・同一業種で確定申告の実績がある方）・保証会社の保証を受けられる方・団体信用生命保険に加入できる方・お申込ご本人が居住し、お申込ご本人もしくはそのご家族が所有している自宅またはそのご家族が居住しお申込ご本人が所有している自宅が対象となります。
3. お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none">・リフォーム資金およびそれに伴う費用・太陽光発電システム等エコ関連設備・当金庫を含む金融機関・信販会社等から借入れたリフォームローンの借換資金等・当金庫を含む金融機関から借入れた住宅ローンの借換資金等 ※借換資金のみは対象外（リフォーム資金と合わせた申込に限ります）・リフォーム資金と合わせ、リフォームに付随するインテリア等購入資金 <p>* エコ関連設備をご利用の場合、以下のお使いみちの方は、リフォームローン・エコをご利用できます。</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光発電システム・エコジョーズ・エコフィール・エコキュート・エコウィル・エネファーム・家庭用蓄電池・家庭用太陽熱利用設備・地中熱利用システム <ul style="list-style-type: none">・空き家解体費用およびそれに伴う諸費用（建物解体後の滅失登記費用を含みます） なお、事業用で使用していた建物は対象となりません。
4. ご融資限度額	・1,000 万円以内（1 万円以上 1 万円単位） ただし、空き家解体費用は 500 万円以内とします。
5. ご 利 用 期 間	3 ヶ月以上 15 年以内
6. ご 融 資 利 率	変動金利 <ul style="list-style-type: none">・毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日を基準日とし、当金庫住宅ローンを基準金利として年 2 回見直しを行います。返済金額は 7 月と 1 月の返済分から変更されます。 ※金利の引下げ制度がございます。

7. ご融資利率の引下げ	次の金利引下げ項目につき、基準金利より最大「0.50%」利率を引下げいたします。			
	項目別最大引下げ幅		《金利引下げ項目》	引下げ幅
	最大 0.50%		給与振込または年金振込がある方	0.20%
			同居家族の給与・年金振込がある方	0.10%
			リピーター（再利用・重複利用）の方	0.20%
			財形（年間預入 10 万円以上） または積金契約 50 万円以上ご契約	0.10%
			公共料金 3 種類以上ご契約	0.10%
			定期性残高が無担保ローン残高の 20%以上ご契約	0.10%
			住宅ローンご利用の方	0.20%
			当金庫会員の方	0.10%
			ビジネスクラブ会員の方	0.10%
			カードローンまたはしんきん VISA カードご契約	0.10%
			インターネット・モバイルバンキング等ご契約	0.10%
	最大 0.50%		バリアフリー等にかかる増改築工事を行う場合	0.50%
			環境（エコ）に配慮した設備・工事を行う場合	0.50%
耐震設備・工事を行う場合			0.50%	
最大 0.50%	最大 0.20% 重複不可	18 歳以下のお子様的人数	1 人 0.10% 最大 0.20%	
		「ながの子育て家庭優待パスポート」を保有されている方	0.10%	
	最大 0.50%	県内学校卒業で地元就職、または県内学校卒業で地元 I、J、U ターンで就職した方（卒業後 3 年目まで）	0.50%	
		I、J、U ターンで就職した方（移住後 3 年目まで）	0.50%	
	最大 0.50%	住所地の消防団に所属している方またはそのご家族	0.50%	
最大 0.20%	長野県建築士会からの紹介	0.20%		
8. ご返済方法	元利均等月賦償還または元金均等月賦償還 ・融資金額の 50%以内で 6 ヶ月毎の増額（ボーナス）返済が併用できます。 ・6 ヶ月以内で据置期間を設定することが可能です。			
9. 保証人・担保	不要です。（一社）しんきん保証基金の保証となります。			
10. 保証料	毎月のご返済に保証料分が上乗せとなります。（ご融資利率に含まれます。）			
11. 団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> 一般団体信用生命保険にご加入いただきます。 万一ご本人がご返済途中で死亡された場合、余命 6 ヶ月以内と診断された場合（リビング・ニーズ特約）、住宅ローンの債務全額が支払われます。 一般団信の保険料は当金庫にて負担いたします。 			
12. お申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 本支店窓口でのお申込み ATMコーナー備え付けの「仮審査申込書」による FAX でのお申込み WEB（パソコン・携帯電話・スマートフォン）でのお申込み 			